

## 特定芳香族アミンを生成する アゾ化合物(染料)の法制化について

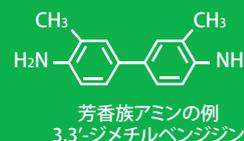
平成27年4月8日に「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の一部を改正する政令が公布されました。また、平成27年7月9日に「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則」の一部を改正する省令が公布され、**特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物(染料)の規制内容**が明らかになりました。

### アゾ色素とは？

「アゾ基」と呼ばれる構造を持つ染料・顔料の総称で、合成染料として非常によく用いられています。染料に使われている色素は約7000種ありますが、6割(約4000種)をアゾ色素が占めています。アゾ色素中のアゾ基が還元分解されることによって、アミノ基を持つ「アミン」が生成されます。

**しかし、その「アミン」全てが規制されている訳ではありません。**

「アミン」の中で発がん性の疑いのある **24種** が「**特定芳香族アミン**」として規制対象となっています。



### 日本の特定芳香族アミンに関する法制化の内容

規制対象製品	<p><b>【繊維製品】</b> おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品 (「タオル、バスマット及び関連製品」が一つの規制対象製品群)</p> <p><b>【革製品(毛皮製品を含む)】</b> 下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物 ※通常の使用形態で直接肌に接触する部分</p>
規制物質	<p>化学的変化により容易に特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物。 ※アゾ染料が対象であり、顔料は今回の規制対象外。</p>
基準値	<p>特定芳香族アミン24種それぞれが、30 μg/g(=30 mg/kg)以下</p>
試験方法	<p>厚生省令第34号 JIS L 1940-1:2014、JIS L 1940-3:2014に概ね準じた試験 (JIS規格は、ISO規格、EN規格と同等の試験)</p>
政省令施行日	<p>平成28年(2016年)4月1日</p>



## 特定芳香族アミン試験手数料の変更について



### 料 金 (1試験あたり)

綿・その他素材	…10,000円
ポリエステル混用	…15,000円 ※1
皮 革	…15,000円
染 料	…30,000円

皮革や染料についても  
分析可能です!!

納期:通常約7営業日

- ※1 ポリエステル100%の場合を含みます。
- ※ 4-アミノアゾベンゼンが含まれる可能性がある場合は、別途追加試験料5000円いただきます。
- ※ 試料によりサンプリング代をいただく場合があります。
- ※ 組成の申し出がない場合や申し出組成と異なる生地の場合につきましては、繊維鑑別を実施いたしますので、繊維鑑別代が発生します。

中国内販向け (CNAS) についても別途料金を定めておりますのでお問い合わせ下さい。

## 特定芳香族アミン類の分析試験所について

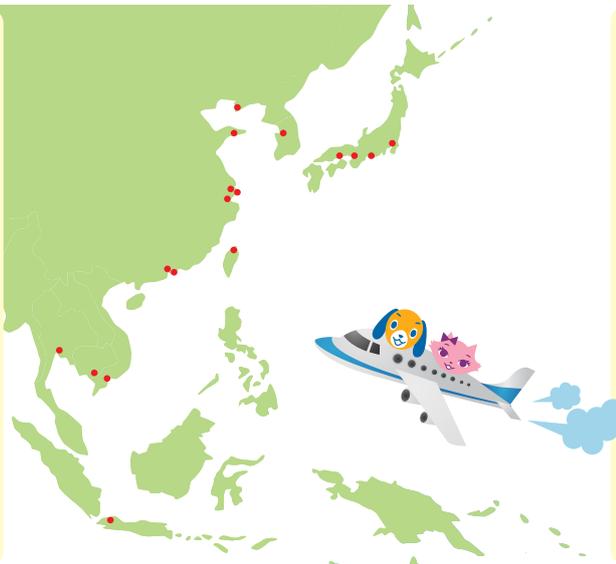


ボーケンでは、特定芳香族アミン類の分析について、国内・海外全事業所で受付・試験を実施しております。併せて、東京・大阪においては、JNLAの登録(認定)分野に適合しており、上海についてはCNASの認定を取得しております。また、業務提携先であるSGSグループFITIとの全面的な協力の下、海外においても広く試験を実施しております。試験ご依頼の際は、お近くの事業所までお問い合わせ下さい。

全事業所で実施可能

### 海外事業所

韓国	韓国試験センター
中国	青島試験センター 大連連絡所 常州試験センター 南通事務所 上海浦東試験センター 上海浦西試験センター 杭州試験センター 寧波事務所 広州試験センター
香港	香港試験センター
台湾	台湾試験センター
タイ	バンコク試験センター
カンボジア	プノンペン事務所
ベトナム	ホーチミン試験センター
インドネシア	ジャカルタ試験センター



### 国内事業所

東京事業所  
名古屋事業所  
大阪事業所  
岡山事業所



上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

東京事業所 化学分析センター  
担当:坂井、今枝、加藤

TEL:03-5669-1431 / FAX:03-5669-1384

大阪事業所 化学分析センター  
担当:兒玉、渡邊

TEL:06-6762-5875 / FAX:06-6762-5895